



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*35 和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境管理課)..... 1

○ 告示

- 653 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 2
- 654 美浜町土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課)..... 2
- 655 美浜町土地改良区の役員の就任 (")..... 3
- 656 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 3
- 657 " (")..... 4
- 658 木材業者等の登録 (林業振興課)..... 4
- 659 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 4
- 660 道路の区域変更 (道路保全課)..... 4
- 661 道路の供用開始 (")..... 5
- 662 道路の区域変更 (")..... 5
- 663 道路の供用開始 (")..... 5
- 664 道路の区域変更 (")..... 6
- 665 道路の供用開始 (")..... 6
- 666 建築基準法による構造計算適合性判定の委任 (建築住宅課)..... 6
- 667 " (")..... 7

○ 公告

争議行為を行う旨の通知 (労働政策課)..... 7

規 則

和歌山県規則第35号

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県公害防止条例施行規則(昭和47年和歌山県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号に次のように加える。

キ 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園。以下「幼保連携型認定こども園」という。)

第24条第1項に次の1号を加える。

(6) 幼保連携型認定こども園

別表第5(その4)第1号備考4中「下水道法」の次に「(昭和33年法律第79号)」を加える。

別表第5(その5)備考1に次のように加える。

(6) 幼保連携型認定こども園

別表第5（その6）備考1に次のように加える。

(6) 幼保連携型認定こども園

別表第5（その6）備考6第1号イ中「かつ」を「かつ、」に改め、同号ロ中「おうとつ」を「凹凸」に改める。

別表第6中「おおわれている」を「覆われている」に改める。

別表第9の2備考3第1号イ中「かつ」を「かつ、」に改め、同号ロ中「おうとつ」を「凹凸」に改める。

別記第1号様式別紙2及び別記第2号様式別紙2中「ざんさい物」を「残さい物」に改める。

別記第5号様式（その1）及び別記第6号様式（その1）中「かこむ」を「囲む。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第653号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年6月24日まで縦覧に供する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年4月24日

2 名称

特定非営利活動法人わかやまSTC

3 代表者の氏名

赤阪健司

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海南市下津町黒田86番地3

5 従たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市西小二里三丁目4番43号

6 定款に記載された目的

この法人は、子ども及び一般に対して、文部科学に関する事業を行い、文化や歴史、科学やスポーツに親しむ機会を提供し、地域振興、教育振興、環境保全に尽力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、美浜町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成18年10月8日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 狩谷利夫 日高郡美浜町大字和田1227番地の1

2 退任した役員（平成19年3月31日退任）

職名 氏 名 住 所

理事	和田敏弘	日高郡美浜町大字和田1588番地
理事	小川明男	日高郡美浜町大字和田3012番地
理事	東裏幸浩	日高郡美浜町大字和田2837番地
理事	塩崎葵	日高郡美浜町大字和田225番地
理事	汐崎安男	日高郡美浜町大字和田337番地
理事	田口則男	日高郡美浜町大字和田494番地
理事	吉田敬	日高郡美浜町大字和田409番地
理事	狩谷実男	日高郡美浜町大字和田1045番地
理事	小森彰	日高郡美浜町大字和田1292番地
理事	中面敏	日高郡美浜町大字和田1037番地の1
理事	井本徳幸	日高郡美浜町大字和田1277番地
理事	井本宏平	日高郡美浜町大字和田1602番地
理事	中西修司	日高郡美浜町大字和田1844番地
理事	白井隆	日高郡日高町大字小池306番地
監事	下田努	日高郡美浜町大字和田2642番地
監事	山本勝	日高郡美浜町大字和田454番地

和歌山県告示第655号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、美浜町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（平成27年4月1日就任）

職名	氏名	住 所
理事	小西邦夫	日高郡美浜町大字和田1943番地
理事	和田敏弘	日高郡美浜町大字和田1588番地
理事	濱田喜弘	日高郡美浜町大字和田1273番地の内1号
理事	狩谷富敬	日高郡美浜町大字和田1218番地の3
理事	中面敏	日高郡美浜町大字和田1037番地の1
理事	寺井秀則	日高郡日高町大字小池354番地
理事	吉田敬	日高郡美浜町大字和田409番地
理事	狩谷実男	日高郡美浜町大字和田1045番地
理事	山本勝	日高郡美浜町大字和田454番地
理事	塩崎葵	日高郡美浜町大字和田225番地
理事	汐崎安男	日高郡美浜町大字和田337番地
理事	田口則男	日高郡美浜町大字和田494番地
理事	若野博一	日高郡美浜町大字和田355番地
理事	塩崎祐司	日高郡美浜町大字和田184番地の21
監事	山西茂好	日高郡美浜町大字和田1662番地
監事	狩谷公栄	日高郡美浜町大字和田1095番地の内1号

和歌山県告示第656号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年5月22日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨

を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年6月15日まで縦覧に供する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第9号-1	田辺市中芳養字川崎2543-1外4筆
平成27年度第9号-2	田辺市中辺路町小皆字小皆原517-1外6筆

和歌山県告示第657号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年5月22日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び那賀振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年6月15日まで縦覧に供する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第10号	紀の川市池田新字角屋81-1外4筆

和歌山県告示第658号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
6001			平成27.5.11	田辺市目良7-15	紀州工芸宮前勤	木材	西牟婁郡白浜町日置982-19

和歌山県告示第659号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町栗栖川字滝尻1235の8
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡印南町大字川又字崎ノ垣内954番地先から同町大字川又字塚原282番4地先まで	新	2.94 } 16.05	99.00	塚原橋仮橋 L=22.07

和歌山県告示第661号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字川又字崎ノ垣内954番地先から同町大字川又字塚原282番4地先まで

供用開始の期日 平成27年6月2日

和歌山県告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 潮岬周遊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町串本字片江生1727番1地内	旧	10.70 } 16.37	117.00	
同上	新	15.56 } 31.47	117.00	

和歌山県告示第663号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 潮岬周遊線

供用開始の区間 東牟婁郡串本町串本字片江生1727番1地内

供用開始の期日 平成27年6月2日

和歌山県告示第664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田原古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町佐部字佐部ノ口130番1地先から同町佐部字小池ノ口147番1地先まで	旧	6.42 } 13.89	133.48	
同上	新	11.83 } 13.89	133.48	

和歌山県告示第665号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田原古座線

供用開始の区間 東牟婁郡串本町佐部字佐部ノ口130番1地先から同町佐部字小池ノ口147番1地先まで

供用開始の期日 平成27年6月2日

和歌山県告示第666号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定により、構造計算適合性判定を次の者に委任した。

平成19年和歌山県告示第859号(建築基準法による構造計算適合性判定を行う者の指定)は、平成27年5月31日限り廃止する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 委任を受けた者の名称及び住所
一般財団法人日本建築総合試験所
大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号
- 2 業務区域
和歌山県の全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号
- 4 委任する構造計算適合性判定の業務
法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の全部
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年6月1日

和歌山県告示第667号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第18条の2第1項の規定により、構造計算適合性判定を次の者に委任した。

平成19年和歌山県告示第860号(建築基準法による構造計算適合性判定を行う者の指定)は、平成27年5月31日限り廃止する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 委任を受けた者の名称及び住所
一般財団法人日本建築センター
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- 2 業務区域
和歌山県の全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
(1) 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
(2) 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号
- 4 委任する構造計算適合性判定の業務
法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の全部
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年6月1日

公 告

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長近藤紀子から平成27年5月22日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成27年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求

- 2 日時 平成27年6月5日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。